

高浜原発3・4号の仮処分勝利決定をふまえ

川内原発再稼働阻止、高浜1・2号の寿命延長反対、原発回帰政策に反対しよう 避難の指針改悪に反対し、自治体等への働きかけを強めよう

急ピッチで進む高浜原発3・4号の再稼働に、またも司法がストップをかけた。福井地裁仮処分決定の画期的意義を広め、ここから新たに運動を開始しよう。川内原発1・2号、大飯原発3・4号等の再稼働、老朽原発の寿命延長等、国の原発回帰政策に反対を強めよう。被ばくを一層強要する原子力災害対策指針（避難の指針）の改悪に反対し、避難弱者の声をすくい上げ、住民に根ざした運動で再稼働を止めていこう。

◆高浜仮処分決定の意義を広めていこう

4月14日に福井地裁は「高浜原発3・4号を運転してはならない」との仮処分決定を出した。昨年5月の大飯原発判決同様に、画期的で歴史的な決定だ。これによって当面高浜原発3・4号の再稼働はできなくなった。申立人と弁護団に感謝を表明し、同時にこの決定を活かすべく、再稼働を止める運動を強めていこう。



仮処分決定は、住民の訴えを正面から受け止め、福島原発事故の悲劇を二度と繰り返してはならないという強い意思に貫かれている。地震動の過小評価、外部電源や使用済燃料プールの冷却設備等の重要設備の耐震安全性が軽視されていること等を具体的に評価し、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」とであると判断した。

さらに、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」として、現在の規制のあり方を根本から否定している。高浜3・4号のみならず、全ての原発に共通するもので、新基準が事故や深刻な被害を防ぐものではないことを端的に示している。この国の審査に対する批判は、伊方最高裁判決にそった形で示されている。「調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、

目次

- ▼高浜原発仮処分決定をふまえて・・・p1
- ▼高浜原発仮処分決定の普遍的意義—伊方判決に照らして・・・p5
- ▼4/29 仮処分裁判勝利 報告集会・・・p6
- ▼4/27 高浜町「意見交換会」・・・p8
- ▼高浜町の区長さんをたずねて・・・p9
- ▼川内原発仮処分 不当判決・・・p10
- ▼MOX 不当判決 命のために引き下がるわけにはいかない・・・p11
- ▼大飯原発3・4号 第13回法廷報告（大阪地裁）・・・p12
- ▼4/30 大阪府申し入れ報告・・・p13
- ▼「チェルノブイリ 28年目の子どもたち」第2弾紹介・・・p14
- ▼南相馬の住民たち、ついに提訴・・・p16

あるいは・・・調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落」がある場合には「原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」（1992年10月29日「伊方発電所原子炉設置許可処分取消」最高裁判決）（5頁参照）。

多くの人々が抱いている原発事故を繰り返してはならない、規制は甘すぎるとの思いを代弁し、最高裁判決の内容を引き継いで出された仮処分決定は、それゆえ力強く、普遍的である。

4月29日の「勝利報告会」で、申立人の水戸喜世子さんは「この決定は、人々の勝利であり、闘いの希望を示している」と述べた。海渡雄一弁護士は「知情意の結合で脱原発は実現できる」と訴えた（6頁参照）。仮処分決定の意義を広め、これを踏まえて、再稼働を止める運動を一層強めていこう。

◆政府の原発回帰政策に反対を強めよう

高浜仮処分決定で厳しく批判された規制委員会と国は、司法の警告に耳を貸すどころか、「誤認がある」等の批判を繰り返し、「粛々と」再稼働と原発回帰を進めている。

[1] 川内原発再稼働を止めよう

高浜3・4号が当面の再稼働から離脱したことにより、国は川内原発1・2号の再稼働に躍起となっている。川内1号は、最終手続きである「使用前検査」に3月から入っている。しかし書類の不備や検査に手間取り、6月に核燃料装荷・7月中旬再稼働という方針は既に崩れている。九電はやっと4月30日に川内1・2号の「保安規定」補正申請書を出した。保安規定では、巨大噴火に備えて、原子炉停止や核燃料の搬出方法等を記載する必要があるが、これらは「社内規定に書く」として、具体的記述はないままだ。

4月22日の川内原発仮処分決定は、住民の訴えを退けた不当なものであったが、火山噴火予知連絡会の藤井会長は、「破局的な噴火の発生は事前に把握することは難しい」と再三指摘したこと等を述べ、決定は「九州電力側の主張をそのまま受け止めた内容で、しっかりとした検討がされていないのではないか」と批判している（10頁参照）。

このように、川内原発の火山リスクの過小評価は審査会合から一貫して指摘されているにも関わらず、規制委はこれらを全く無視している。仮処分裁判は福岡高裁で新たに展開される。鹿児島運動と連携して川内原発の再稼働を止めよう。

[2] 高浜原発1・2号等の老朽原発延命、原発依存度「20～22%」等の原発回帰政策に反対しよう

電力各社は4月末、経済性を最優先にして、運転開始から40年を超えた老朽原発の内、改造工事の費用と比べて採算がとれない小規模原発5基の廃炉を決定した（表）。

他方で、出力規模の大きい原発については20年の寿命延長を狙っている。関電は4月30日、

原発名	運転開始年	出力 万kW
敦賀1	1970	35
美浜1	1970	34
美浜2	1972	50
島根1	1974	46
玄海1	1975	55

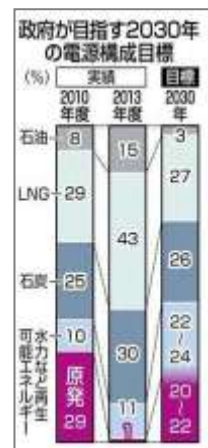
高浜1号（40才）、高浜2号（39才）の20年延長を規制委員会に申請した。寿命延長の場合は、通常の基準適合性審査に加え、特別な審査に合格する必要がある。高浜1・2号の場合、前者は3月17日に申請し既に審査が始まっている。両方の審査に来年7月7日までに合格しなければならない。美浜3号に

については、敷地内破砕帯について専門家の検討会議が「破砕帯の活動性を否定する証拠はない」としているにも関わらず、規制委員会は基準適合性審査を開始した。関電は、特別審査の前提となる「特別点検」を5月から開始し、数ヶ月かけて寿命延長を申請しようとしている。

関電は、高浜1・2号の寿命延長に際して、現在の保守管理と一部機器の追加対策で「問題なし」としている。しかし、高浜1号の原子炉容器の脆性遷移温度は、全原発の中で最も高く、事故時に冷却水が注水されると容器内表面が収縮し、小さな傷がきっかけとなって割れる恐れがある。さらに交換が出来ない電気ケーブルは難燃性ではなく、塗料を塗って済ませようとしている。地元高浜町でのポスティングでは、老朽炉の寿命延長とプルサーマルに反対する多くの声がある。一層危険な老朽炉の寿命延長を阻止していこう。

さらに、経産省の「長期エネルギー需給見通し小委員会」は、4月28日に、2030年の電源構成目標原案を示し、原発の依存度を20～22%とした。5月中には政府案として固めようとしている。詳しい数値が公表されていないが、「20～22%」のためには、既存原発（廃炉の5基を除き43基）の再稼働と、複数の原発で60年運転が前提となる。さらに敦賀3・4号等の増設やリプレイス（建て替え）推進の動きもある。

現在の原発ゼロを引き続き守っていこう。寿命延長や各地の原発の再稼働の動きを一つずつ許さず、福島原発事故前に引き戻す原発回帰路線に反対の声を強めていこう。



東京新聞 2015. 4. 29より

◆住民に被ばくを一層強要する原子力災害対策指針に反対しよう

再稼働推進と併せて、原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を一層改悪し、事故が起きても避難ではなく極力「屋内退避」に閉じ込める方針だ。

4月22日に改定された指針は、①PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）の概念そのものを削除し、30km圏外の予防的措置は基本的に不要とし、安定ヨウ素剤の準備も不要とした。他方で、30km圏外でも避難が必要になる場合（ $20\mu\text{Sv/h}$ 超え等）があることも認めている。それにも関わらず、予防的措置（安定ヨウ素剤の準備等）は不要としてしまっている。とりわけ、被ばくの影響が大きい乳児・幼児・妊婦（胎児）等に対する特別な措置も示していない。

指針改定版は、②SPEEDI等の予測的手法は使用せず、実測モニタリングによって避難や屋内退避の指示を出すとしている。その理由として3.11でSPEEDIは「実際には全く機能しなかった」等と述べているが、福島原発事故時にSPEEDIの予測を隠し、放射能の高い北西部に住民が避難し不必要な被ばくを強いた国の責任については一言も触れていない。実測モニタリングで避難の指示を出すことになれば、被ばくしながらの避難となってしまう。また30km圏外ではモニタリングポストの数も少なく（大阪府全域でわずか8地区、可搬式測定器は2個のみ）、実測値そのものがいつ住民に伝わるのかも分からない。避難のためには被ばく予測は不可欠で、実測値と併せて予測しなければ、少しでも安全な地域に避難することはできない。

さらに、③OIL2の基準については、これまでの「 $20\mu\text{Sv/h}$ に達すれば、1週間以内に一時移転」となっていたものを、翌日に再度この基準値を超えなければ避難（一時移転）の判断は行わないとした。30km圏内でも極力屋内退避に押さえて、避難させないことを優先したもので、住民に一層の被ばくを強要するものでしかない。

この指針改定には、新潟県をはじめ自治体からの批判も強い。関西広域連合も4月23日の委員会で、国宛の「原子力防災対策に関する申し入れ」を決め、「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった」と批判した。これら指針の改定について「明確な根拠をもって説明」することを求めている。同時に、30 km圏を含む周辺自治体と事業者との安全協定については「立地自治体並み」を求め、再稼働の判断基準やリスクについて国の責任体制を明確にすることを求め、これらが実行されなければ「高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない」としている。この「申し入れ」について広域連合は国に文書回答を求め、その後に説明を求めている。

「避難計画を案ずる関西連絡会」は、5月11日に関西広域連合に申し入れを行い、仮処分決定を踏まえて高浜原発の再稼働に反対を表明し、国の指針改悪に反対すること等を求めて準備を進めている。さらに、これまでの経験を活かして、各地の避難元・避難先の自治体に対し、指針改悪に反対するよう働きかけを強めよう。4月30日には、大阪府への申し入れが行われたが、関西広域連合の国への申し入れは支持していると述べながら「事故の影響は大阪にまでは及ばないのでは」との甘い考えで、指針の問題点についても述べることができず、回答を文書で出し直すことになった（13頁参照）。

◆高浜仮処分決定を踏まえて、運動を進めていこう

高浜仮処分決定が出た後、高浜町は区長や団体代表に限った「意見交換会」を4月27日に開いた。再稼働の安全性問題については規制庁のビデオで済ませ、エネルギー政策と避難計画について国の説明を聞くというものだった。7名の発言者の内、再稼働推進の発言は商工会関係の2名だけで、多くは、要援護者の避難車両の確保、避難先との信頼関係、まだ町内67%にししか配布されていぬ安定ヨウ素剤の配布や飲むタイミング等々について、不安の声が多かったとのことだ（8頁参照）。高浜町長は、5月末にも再稼働の判断を示すと述べているが、「意見交換会」は避難計画の実効性に住民が不安を抱いていることを浮かび上がらせた。「避難計画を案ずる関西連絡会」が実施した区長まわりでも、仮処分決定を冷静に受け止め、いつまでも原発に頼る町ではないと感じていることが伝わってきた（9頁参照）。反対の声が出にくい立地地元だが、変化は確実に起きている。地元の運動と連携を深めていこう。

高齢者や障がい者、妊婦、子どもなどの避難弱者の避難計画は、全く実効性がないにも関わらず、自治体や国は形式的な避難計画で、再稼働準備が整ったとしている。これに対しては、これまでも高浜町内の病院や福祉施設を訪問し、避難計画の実態を問題にしてきた。さらに、30 km圏内の京都府北部の要援護者施設への聞き取り調査等を開始しよう。5月には、舞鶴市や伊根町の特別養護老人ホームへの訪問が始まる。現場の声に耳を傾け、その声を基に自治体や議員への働きかけを強め、再稼働できるような状況にはないことを伝えていこう。

南相馬市の住民は、年20mSvを基準とした避難勧奨地点の解除は違法だとして、解除取り消しを求め提訴した（16頁）。また損害賠償を求める避難者は1万人を超えている。これらは、国の避難政策がいかにてたらめで、被災者救済にほど遠いものであるかを示している。被災者の運動と連携を深めていこう。事故から29年にもなるチェルノブイリ原発事故の影響は深刻で、今なお子ども達（被ばくした子どもの2世）は様々な健康障害に苦しんでいる。チェルノブイリや福島の実態から低線量被ばくの危険性について学び、「被ばくによる健康影響なし」の安心神話に対抗していこう。福島の子子ども達を守る活動との連帯を強めよう。

高浜仮処分決定を踏まえ、再稼働に反対し、避難問題の取り組みを強化しよう。